

令和2年10月 定例農業委員会会議議事録

芝山町農業委員会

【令和2年10月 農業委員会定例総会議事進行表】

日 時 令和2年10月5日（月）15時30分～16時50分

会 場 芝山町役場南庁舎 2階第1会議室

出席委員

・農業委員会委員

3 番	木 内 昭 博	4 番	藤 城 英 明
5 番	岩 澤 和 博	6 番	藤 崎 廣
7 番	井 上 優	8 番	鈴 木 房 江
9 番	怒 賀 敏 夫	10番	鈴 木 啓 一
11番	内 田 浩 之	12番	内 田 静 枝
13番	森 田 弘 美		

・農地利用最適化推進委員

14番	香 取 和 成	15番	橋 本 薫
16番	西 海 敏 郎	17番	宮 野 三 夫
18番	宇 井 義	19番	中 村 新 一 郎
20番	伊 藤 正 則		

欠席委員

議 長

会 長 伊 藤 正 明 会長代理 松 本 光 芳

事務局

局長 金 親 俊 哉 書記 堀 越 充 書記 石 橋 将

局 長 定刻となりました。  
本日は、10月農業委員会定例総会にご参集いただきありがとうございます。  
それでは定例総会を開催いたします。  
はじめに、伊藤会長にご挨拶をお願い申し上げます。

伊藤会長 挨拶

局 長 ありがとうございます。  
それでは、農業委員会議事規則第5条の規定により「会長は、総会の議長となり議事を整理する」ことになっております。  
伊藤会長に議事進行をお願い申し上げます。

議 長 本日の出席委員は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員7名です。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年10月芝山町農業委員会定例総会を開会いたします。  
それでは、直ちに本日の会議を開きます。（午後3時30分）

議 長 議事録署名人の指名を行います。農業委員会議事規則第13条第2項の規定によりまして、議

事録署名委員の指名を行ないます。2番 松本光芳 委員、3番 木内昭博 委員。両名を指名いたします。

議長 それでは、本委員会に提出されました議案を審議いたします。

始めに、議案第1号、農地法第3条による所有権移転に関する件を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

局長 それでは、議案第1号です。

本件は農地法第3条による所有権移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。申請の理由は、経営規模拡大のためです。

本議案について、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われま

す。以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書記（石橋） 議案第1号の補足説明をする。

議長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 本案件は隣接耕作者の取得であり、隣接地の営農も十分されていることから問題ないと思います。

議長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 現地確認を行ったところ、問題ございません。

議長 他の委員、質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 それでは、議案第1号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第1号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第2号、農地法第3条による所有権移転に関する件を議題と致します。事務局の説明を求めます。

局 長 説明についてですが、議案第2号、第3号、第4号、第5号は関連する内容ですので一括説明を求めます。議長よろしいでしょうか。

議 長 ただいま、事務局より議案第2号、第3号、第4号、第5号について一括説明の申し出がございましたので、承認いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第2号です。  
資料2をご覧ください。  
本件は農地法第3条による所有権移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。  
申請の理由は、経営規模拡大のためです。

続きまして、議案第3号です。

資料3をご覧ください。

本件も関連する内容であり、農地法第3条による所有権移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。  
申請の理由は、経営規模拡大のためです。

続きまして、議案第4号です。

資料4をご覧ください。

本件も関連する内容であり、農地法第3条による所有権移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。  
申請の理由は、経営規模拡大のためです。

続きまして、議案第5号です。

資料5をご覧ください。

本件も関連する内容であり、農地法第3条によ

る所有権移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。申請の理由は、経営規模拡大のためです。

本議案について、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われま

す。以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第2号・第3号・第4号・第5号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 本案件は、隣接地が譲受人であることから効率的に営農できると思います。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い  
いたします。

担当推進委員 現地確認の結果、問題ございませんでした。

議 長 他の委員、質疑はありますか。  
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第2号を採決いたします。  
原案に賛成の委員の挙手を求めます。  
(賛成全員)  
よって、議案第2号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第3号を採決いたします。  
原案に賛成の委員の挙手を求めます。  
(賛成全員)  
よって、議案第3号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きますして、議案第4号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第4号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きますして、議案第5号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第5号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きますして、議案第6号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に関する件を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

局 長 説明についてですが、議案第6号及び第7号は関連する内容ですので一括説明を求めます。議長よろしいでしょうか。

議 長 ただいま、事務局より議案第6号及び第7号について一括説明の申し出がございましたので、

承認いたします。事務局の説明を求めます。

局 長

資料6をご覧ください。

本件は農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請です。

当初事業計画者及び承継者は、資料に記載のとおりです。

変更内容は、事業主の変更及び転用目的の変更です。

詳細な内容については、後程石橋より説明いたします。

続きまして、資料7をご覧ください。

本件も関連する内容であり農地法第5条による転用を伴う所有権移転に関する件です

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、駐車場用地のためです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については、都市計画法上の用途区域内であるため、第3種農地と判断出来ると思われます。次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計

画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第6号及び第7号の補足説明をする。

議 長 それでは、議案第6号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成全員）

よって、議案第6号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第7号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成全員）

よって、議案第7号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第8号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に関する件を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

局 長 説明についてですが、議案第 8 号及び第 9 号は関連する内容ですので一括説明を求めます。議長よろしいでしょうか。

議 長 ただいま、事務局より議案第 8 号及び第 9 号について一括説明の申し出がございましたので、承認いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 資料 8 をご覧ください。  
本件は農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請です。  
当初事業計画者及び承継者は、資料に記載のとおりです。  
変更内容は、事業主の変更及び転用目的の変更です。  
詳細な内容については、後程石橋より説明いたします。

続きまして、資料 9 をご覧ください。

本件も関連する内容であり農地法第 5 条による転用を伴う所有権移転に関する件です。  
申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。  
譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。  
申請の理由は、駐車場用地のためです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については、都市計画法上の用途区域内であるため、第3種農地と判断出来ると思われます。次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第8号及び第9号の補足説明をする。

議 長 それでは、議案第8号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成全員）

よって、議案第8号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第9号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第9号は原案どおり可決決定いたしました。

議長

続きまして、議案第10号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願に関する件を議題と致します。  
事務局の説明を求めます。

局長

それでは、議案第10号です。  
申請者は、資料に記載のとおりです。  
本案件は、初めての申請方法でありますので、内容について石橋より説明させます。

書記(石橋)

議案第10号の補足説明をする。

議長

それでは、議案第10号を採決いたします。  
原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第10号は原案どおり可決決定いたしました。

議長

続きまして、議案第11号、令和2年第8次農

用地利用集積計画に関する件を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

局 長

それでは、議案第11号です。

本件は、令和2年9月23日付けで、芝山町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。

利用権の新規が2件・再設定が5件で、合計面積：21,111㎡です。

詳細な内容については書記より説明いたします。

書 記（石橋）

議案第11号の補足説明をする。

議 長

それでは、議案第11号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成全員）

よって、議案第11号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長

これで、提出された議案の審議は全て終了いたしました。

次に「その他」でございます。  
事務局説明をお願いします。

書 記（石橋） その他について、報告をする。

議 長 各委員さんより何かございますか。  
（意見なし）

議 長 以上をもちまして、令和2年10月芝山町農業  
委員会定例総会を閉会いたします。  
委員の皆様、お疲れ様でございました。